

津地区合併協議会規約

(設置)

第1条 津市、久居市、河芸町、芸濃町、美里村、安濃町、香良洲町、一志町及び白山町(以下「9市町村」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号。以下「法」という。)第3条第1項の規定に基づき、合併協議会を設置する。

(名称)

第2条 合併協議会の名称は、津地区合併協議会(以下「協議会」という。)とする。

(事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 9市町村の合併に係る協議に関すること。
- (2) 法第5条の規定に基づく市町村建設計画の作成に関すること。
- (3) その他9市町村の合併に係る必要な事項に関すること。

(事務所の位置)

第4条 協議会は、事務所を津市西丸之内23番1号の津リージョンプラザ内に置く。

(組織)

第5条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第6条 会長及び副会長は、9市町村の長が協議して、次条第1項各号に掲げる委員となるべき者のうちからこれらを選任する。

- 2 会長は、協議会の事務を掌理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 会長及び副会長は、非常勤とする。

(委員)

第7条 委員には、次に掲げる者(会長及び副会長の職にある者を除く。)をもって充てる。

- (1) 9市町村の長
 - (2) 9市町村の議会においてその議員のうちから互選される者 9人以内
 - (3) 9市町村の長が協議して定めた学識経験を有する者 5人以内
- 2 委員は、非常勤とする。

(会議)

第 8 条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 委員の3分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長は、これを招集しなければならない。

3 会議の開催場所及び日時は、会議に付すべき事項とともに会長があらかじめ副会長及び委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第 9 条 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 第 7 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる者については、あらかじめその指名した者が代わって会議に出席することができる。

4 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(幹事会)

第 1 0 条 協議会に提案する必要な事項について協議し、又は調整するため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第 1 1 条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 協議会の事務に従事する職員は、9市町村の長が協議して定めた者をもって充てる。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第 1 2 条 協議会に要する経費は、9市町村の長が協議の上、9市町村が負担する。

(監査)

第 1 3 条 協議会の出納の監査は、会長が9市町村の監査委員のうちから会議に諮って定め、委嘱した者2人がこれを行う。

2 前項の規定により委嘱を受けた監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第 1 4 条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第15条 協議会の会長、副会長、委員及び監査委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。

2 前項に規定する報酬及び費用弁償の額並びに支給方法等については、会長が会議に諮って定める。

(協議会解散の場合の措置)

第16条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第17条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成15年1月1日から施行する。

津地区合併協議会幹事会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、津地区合併協議会規約（以下「規約」という。）第10条第2項の規定に基づき、津地区合併協議会の幹事会（以下「幹事会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 幹事会は、津地区合併協議会の会長（以下「会長」という。）の指示を受け、協議会の会議に付すべき事項について、協議又は調整を行うものとする。

(組織)

第3条 幹事会は、協議会の構成市町村の助役又は収入役、市町村合併担当部課長及び三重県津地方県民局合併担当職員をもって組織する。

(幹事長及び副幹事長)

第4条 幹事会に幹事長及び副幹事長1人を置き、当該幹事会の幹事の互選によりこれらを定める。

2 幹事長は、会務を総理する。

3 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき、又は幹事長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 幹事会の会議（以下「会議」という。）は、幹事長が必要に応じて招集する。

2 会議の運営については、規約第9条第1項から第3項までの規定を準用する。

(専門部会及び分科会)

第6条 規約第3条各号に掲げる事項について、専門的に協議し、又は調整するために、幹事会に専門部会及び分科会を置くことができる。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、幹事会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年1月6日から施行する。

津地区合併協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、津地区合併協議会規約第11条第3項の規定に基づき、津地区合併協議会(以下「協議会」という。)の事務局(以下「事務局」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の協議資料の作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) その他協議会の運営に係る必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 前条各号に掲げる事務を処理するため、事務局に総務班、計画班及び調整班を置く。

2 班の分掌事務は、別表第1のとおりとする。

(職制及び職務)

第4条 事務局に事務局長その他の職員を置く。

2 事務局長は、事務局の職員で協議会の会長(以下「会長」という。)が属する市町村の合併担当部課長又はそれに相当する職にあるもののうちから会長が任命する。

3 事務局長は、会長の命を受けて事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4 その他の職員は、事務局長の命を受けて事務局の事務を処理する。

(準用)

第5条 事務局に設置する職及びその職務権限等については、別に定めるもののほか、会長が属する市町村の規定を準用する。

(会長の決裁事項)

第6条 会長が決裁する事項は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の運営に係る基本方針に関すること。
- (2) 協議会に提案する事項に関すること。
- (3) 協議会の予算及び決算の調製に関すること。
- (4) 規程、要綱等の制定及び改廃に関すること。
- (5) その他会長が特に重要であると認める事項に関すること。

(専決事項)

第7条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 物品の購入その他契約の締結に関する事。
- (2) 物品及び現金の出納に関する事。
- (3) 出張及び時間外（休日）勤務の命令並びに休暇に関する事。
- (4) その他事務局の運営に係る基本方針に関する事。

（文書の取扱い）

第8条 事務局における文書の取扱いについては、会長が属する市町村の規定を準用する。

（公印）

第9条 協議会の公印の名称、形式、書体、寸法、使用区分、公印取扱責任者及び個数は、別表第2のとおりとする。

2 協議会の公印の使用その他取扱いについては、会長が属する市町村の規定を準用する。

（職員の服務）

第10条 事務局の職員の服務及び勤務時間その他勤務条件については、会長が属する市町村の例による。

（職員の給与等）

第11条 事務局の職員の給与等については、それぞれ派遣する市町村の負担とする。

2 事務局の職員の旅費については、会長が属する市町村の例により協議会が支給する。

（委任）

第12条 この規程に定めるもののほか、事務局の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年1月6日から施行する。

別表第1（第3条関係）

班 名	分 掌 事 務
総務班	協議会の運営及び一般庶務・広報に関する事。
計画班	市町村建設計画の作成に関する事。
調整班	協定項目の調整に関する事。

別表第 2 (第 9 条関係)

名 称	形 式	書 体	寸 法	使 用 区 分	公印取扱 責 任 者	個 数
協議会印	津 地 区 合 併 協 議 会 之 印	れい書	方 2 1 mm	協議会名をも って発する文 書	事務局長	1
会長印	津 地 区 合 併 協 議 会 長 之 印	れい書	方 2 1 mm	会長名をもっ て発する文書	事務局長	1
事務局 長印	津 地 区 合 併 協 議 会 事 務 局 長 之 印	れい書	方 2 1 mm	事務局長名を もって発する 文書	事務局長	1

津地区合併協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、津地区合併協議会規約第14条の規定に基づき、津地区合併協議会(以下「協議会」という。)の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(歳入歳出予算)

第2条 協議会の予算は、津地区合併協議会規約第12条の規定による協議会の構成市町村の負担金その他の収入を歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費をもって歳出とする。

2 会長は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に、協議会の議決を経なければならない。

(補正予算)

第3条 会長は、既決の予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、協議会の議決を経なければならない。

(予算の送付)

第4条 会長は、予算が協議会の議決を経たときは、速やかに協議会の構成市町村の長に送付しなければならない。

(歳入歳出予算の款項の区分)

第5条 歳入予算の款項の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款項の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める項以外の項を定めることができる。

(出納及び現金の保管)

第6条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金は、会長が協議会の議決を経て定める銀行その他の金融機関に、これを預け入れなければならない。

(協議会出納員)

第7条 会長は、協議会の事務局の職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他の会計事務をつかさどる。

(予算の流用等)

第8条 会長は、歳出予算の流用をしたとき、又は予備費の充用をしたときは、直後の協議会の会議においてこれを報告しなければならない。

(決算等)

第9条 会長は、毎会計年度終了後2か月以内に協議会の決算を調製し、協議会の監査を行う監査委員の審査に付した後、協議会の認定を経なければならない。

2 会長は、前項の規定により、決算が協議会の認定を経たときは、速やかに協議会の構

成市町村の長に送付しなければならない。

(収入及び支出の手続)

第10条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、別に定める様式によりこれを行うものとする。

2 協議会出納員は、次に掲げる簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算差引簿

(2) その他必要な簿冊

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、協議会の予算に関し必要な事項は、会長が属する市町村の例に準拠して、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年1月6日から施行する。

別表第1(第5条関係)

歳入予算の款項の区分

款	項
分担金及び負担金	負担金
県支出金	県補助金
繰越金	繰越金
諸収入	預金利子

別表第2(第5条関係)

歳出予算の款項の区分

款	項
総務費	総務管理費
事業費	事業推進費
予備費	予備費

津地区合併協議会専門部会及び分科会に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、津地区合併協議会幹事会規程(平成15年1月6日施行)第6条の規定に基づき、津地区合併協議会の幹事会(以下「幹事会」という。)の専門部会(以下「専門部会」という。)及び分科会(以下「分科会」という。)について、必要な事項を定める。

(設置等)

第2条 幹事会に専門部会を置く。

2 専門部会は、部門ごとに置くものとし、その名称等については、別に定める。

(所掌事項)

第3条 専門部会は、幹事会の幹事長(以下「幹事長」という。)の指示を受け、その関係する部門に係る津地区合併協議会規約第3条各号に掲げる事項について、専門的に協議し、又は調整するものとする。

(構成)

第4条 専門部会は、構成市町村の職員で、その関係する部門に係る事務に従事するもののうちから幹事長が指名するもの(以下「委員」という。)をもって構成する。

(部会長及び副部会長)

第5条 それぞれの専門部会に部会長及び副部会長1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 部会長は、会務を総理する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 専門部会の会議(以下「会議」という。)は、部会長が必要に応じて招集し、部会長が議長となる。

2 会議は、必要に応じて他の専門部会と合同で開催することができる。

(意見等)

第7条 部会長は、必要があると認めるときは、関係職員を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第8条 専門部会の庶務は、部会長が属する市町村の担当部(課)において処理する。

(準用)

第9条 第2条から前条までの規定は、分科会について準用する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、専門部会及び分科会の運営に関し必要な事項は、

会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年1月6日から施行する。

津地区合併協議会会議運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、津地区合併協議会規約第9条第4項の規定に基づき、津地区合併協議会の会議(以下「会議」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 会議は、原則として公開するものとする。ただし、会議を公開することにより、公正かつ円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合は、会議に諮って、公開しないことができるものとする。

2 会議の運営に際しては、公平で公正な協議の推進に努めるものとする。

(議長及び委員の責務)

第3条 議長は、その職にあたり、迅速かつ能率的に会議を運営するように努めなければならない。

2 委員は、会議に積極的に参画するとともに、円滑な議事運営に協力しなければならない。

(会議の開閉等)

第4条 会議の開会及び閉会は、議長が宣告する。

2 委員は、議長の許可を得た後、発言するものとする。

(表決)

第5条 会議の議事は、全会一致をもって決することを原則とする。ただし、意見が分かれた場合は、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決する。

(会議録の調製等)

第6条 議長は、次に掲げる事項を記載した会議録を調製するものとする。

(1) 開催の日時及び場所

(2) 出席委員等の氏名

(3) 議題及び議事の要旨

(4) 前各号に掲げるもののほか、議長が必要と認める事項

2 会議録に署名する委員は、3人とし、議長が会議において指名する。

(会議録等の公開)

第7条 会議録及び会議資料は、原則として公開する。

2 前項の規定による公開は、会長が定める方法により行うものとする。

(傍聴)

第8条 会議は、傍聴することができる。

2 会議の傍聴については、会長が別に定める。

(規律)

第9条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

2 会議場において、資料、新聞紙、文書等を配布するときは、議長の許可を得なければならない。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮って定める。

附 則

この規程は、平成15年1月17日から施行する。

津地区合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、津地区合併協議会規約第15条第2項の規定に基づき、津地区合併協議会(以下「協議会」という。)の委員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 協議会の委員等の報酬は、日額8,800円とする。ただし、地方公共団体の長その他の常勤職員については、これを支給しない。

(費用弁償の額)

第3条 協議会の委員等が、協議会の職務を行うために協議会の構成市町村以外の区域に出張したときは、費用弁償として別表に掲げる旅費を支給する。

(支給方法)

第4条 前条に定めるもののほか協議会の委員等に支給する旅費については、会長が属する市町村の規定を準用する。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか協議会の委員等の費用弁償に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規程は、平成15年1月17日から施行する。

別表(第3条関係)

鉄道賃	船 賃	航空賃	車 賃	日 当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)
実 費	実 費	実 費	実 費	2,600円	13,100円